

書類-24（村議）

選挙運動用ポスター作成証明書

千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第5条の規定により、次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年　　月　　日

令和7年4月27日執行

千早赤阪村議会議員選挙

候補者　氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作　　成　　枚　　数	枚
作　　成　　金　　額	円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	31 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）ごとに別々に作成し、選挙運動用ポスター作成公費負担請求書（以下「請求書」という。）の用紙とともに候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が千早赤阪村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、千早赤阪村に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数限度、単価限度額及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数限度  
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数
  - 単価限度額  
$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 錢} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

※ 1円未満の端数は切上げ
  - 公費負担の限度額  
単価×確認された作成枚数=公費負担の限度額  
※実際の単価が単価限度額を下回る場合は実際の単価